≪農地法第４条・第５条　許可申請書及び添付書類≫

＊上記の許可申請の受付締切日は、毎月１０日です。

ただし、１０日が閉庁日の場合は、直前の開庁日が締切日となります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 農地法第４条の規定による許可申請書（様式第３－１号） | それぞれ  １部ずつ |
| 農地法第５条の規定による許可申請書（様式第３－２号） |
|  | 農地法第４条・第５条の規定による許可申請書（様式第３－３号） | １部 |
|  | 申請書の１の欄別紙（申請者が複数の場合）※（様式第３－４号） | ２部 |
|  | 申請書の２の欄別紙（申請地が４筆以上の場合）※（様式第３－５号） | ２部 |
|  | 添付書類（次ページ以降のとおり） | １部 |

※申請者及び申請地の欄が不足する場合は、③及び④の書類に記載するか、欄を増やして記載してください。ただし、③及び④の書類に記載して添付する場合は、①の申請書と共に綴じてください。

Ⅰ 通常の添付書類 （各１部）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 書類名 | | 内　　容 |
| １ | 事業計画書 | | 一般、資材置場・駐車場、太陽光発電設備の別紙記載事項参照 |
| ２ | 土地登記事項証明書  （土地登記簿謄本） | | 全部事項証明書を添付  ※登記情報提供サービスは法的な証明力がないため不可 |
| ３ | 法人の場合 | □法人登記事項証明書  （法人登記簿謄本） | 法人の場合に添付 |
| □法人の定款、  寄付行為又は規約の写し | 法人の場合に添付 |
| ４ | 未登記事項がある場合 | ※土地所有者であることが確認できる書類 | |
| 相続未登記の場合 | 相続関係系図、戸籍謄本・除籍謄本、遺産分割協議書、相続放棄申述受理謄本等 |
| 住所変更未登記の場合 | 住民票、戸籍附票等  ※申請書に記載されている住所が登記名義人の現住所と異なる場合 |
| 氏名変更未登記の場合 | 戸籍謄本等 |
| ５ | 位置図（縮尺を記入） | | 縮尺1／25,000～1／10,000程度  ※申請地を赤色で囲み、「申請地」と赤字で記載  ※図面上部に位置図と記入  ※最寄りの駅、インターチェンジその他の公共施設からの位置がわかるもの |
| ６ | 周辺見取図（案内図） | | 住宅地図などで周辺の土地利用状況が確認できるもの（申請地を赤色で囲み、「申請地」と赤字で記載。）※図面上部に周辺見取図と記入 |
| ７ | 公図の写し | | 法務局で取得した公図の写しに、申請地を赤線で囲み、「申請地」と赤字で記載。さらに、申請地と点以上で接する隣接地の地目、地積、所有者等(道路、水路等の別を含む。)　を加筆した縮尺1／600程度の図面。  ※図面上部に公図の写しと記入  ※転写場所、転写年月日、転写者住所氏名が記載されたもの  例：この公図写しは宇都宮地方法務局足利支局備付け公図を謄写したものに相違ありません。  ○年○月○日謄写　謄写者　住所　氏名  ※登記情報提供サービスは不可 |
| ８ | 特定図  （土地の一部を転用する場合） | | 土地の一部を転用する場合、測量図面（地籍測量図、分筆登記申請に添付する測量図と同等の精度のもの。２部提出）  ※申請部分を赤線で囲む　　※図面上部に特定図と記入 |
| ９ | 土地利用計画図 | | 縮尺1／500～1／2,000程度（申請地区域界(赤線で囲む)、建築物・施設の配置・形状・施設物間の距離等が具体的に明らかにされたもの。）  ※図面上部に土地利用計画図と記入  ※農地以外の土地利用がある場合は、事業地全体の土地利用計画図も添付  ※既存施設の拡張の場合は、既存施設の利用状況図も添付すること |
| 10 | 造成計画図 | | 造成が必要な場合は、造成計画図（平面図、断面図（横断・縦断））を添付。　　※図面上部に造成計画図と記入 |
| 11 | 平面図、立面図 | | 建築物等を設置する場合、縮尺1／200～1／300程度のもの。  ※図面上部に平面図、立面図と記入 |
| 12 | 取水・排水計画図 | | 取水・排水がある場合　排水放流先までを明示。  ※図面上部に取水・排水計画図と記入。 |
| 13 | 水利権者及び漁業権者等同意書 | | 水路等へ雑排水を放流する場合、放流同意および排水管接続許可書。 |
| 14 | 土地改良区の意見書（又は承諾書） | | 申請地が土地改良区の区域内にある場合  ※区域内にない場合は、確認した経過を事業計画書に記載 |
| 15 | 所有者又は耕作者の同意書 | | □所有権以外の権原に基づいて申請する場合  所有者の同意  □申請地に地上権、永小作権、質権、賃借権に基づく耕作者がいる場合（所有者以外が耕作する土地の場合等）  賃貸借の合意解約書又は耕作者の同意 |
| 16 | 他法令の許認可書の写し又は許認可の手続き状況を証する書面 | | 都市計画法、河川法等の許可、農振法の計画変更、公共財産の払下げ、道路・河川・水路の用途廃止・付け替え・占用許可、道路工事承認等 |
| 17 | 関係機関の議決等を証する書面 | | 市町村、農業協同組合等、議決を要する場合 |
| 18 | 資金証明書 | | 預貯金残高証明書、融資証明書、補助金の内示通知書等  ※国債保有残高、株式保有証明書等は不可  ※正式な融資証明書が住宅等の建築後ではないと発行されない場合は、借入者、借入金額が記載された仮申込結果でも可  ※融資元が金融機関以外の場合は、融資に関する契約書及び当該融資元に係る残高証明書等を添付 |
| 19 | 登記権利者の権利抹消同意書又は転用同意書 | | 所有権移転請求権保全の仮登記、地上権、地役権、処分禁止の仮処分等の権利が登記されている場合 |
| 20 | 全資産評価証明書 | | 【４条申請の場合】　申請人のもの  【５条申請の場合】　譲受人及び（譲渡人）のもの  ※譲渡人のものが必要な場合は、譲渡人が譲受人の親族の場合  ※隣接市町の居住申請者は、足利市と住所地のものが必要。  ※申請人以外の者が含まれた共有名義のものは除く。 |
| 21 | 申請候補地検討表 | | 宅地を含む全ての自己所有地（５条申請は譲受人のもの）、自己所有地がない場合や自己所有地に数カ所の周辺の農地以外の土地が含まれていない場合は、数カ所の周辺の農地以外の土地も対象に検討し、候補地の｢町名｣「地番」「登記・現況地目」「面積」｢選択に至らなかった理由｣「所有地か周辺検討地の別」「市街化区域か調整区域の別」のすべてを記載した検討表を作成して添付。（事業計画書への記載も可）  ※駐車場、資材置場、太陽光発電設備、第２種農地における集落に接続していない住宅等の場合 |
| 22 | 委任状及び確認書 | | 代理人による申請の場合  ※確認書については、委任状に委任内容のほか、申請者が申請内容を了解している旨の記載があるものでも可。  例：委任者たる転用実行行為者は、代理人行政書士が作成した転用許可申請書の記載事項を了解した。 |
| 23 | その他参考となるべき書類 | | その他必要に応じて求める場合あり |

※証明書類は、申請日前３か月以内に発行された原本とします。

※証明書類等は、必ず原本を添付してください。（還付を希望する場合は原本を提示し、写しを一部添付）

※申請内容に関して、申請者本人に対し直接事情をお伺いすることがあります。

Ⅱ 転用目的により必要となる追加添付書類 （各１部）

【資材置場・駐車場の場合】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No | 書類名 | 内　　容 |
| 24 | 事業計画書 | 資材置場・駐車場の別紙記載事項参照 |
| 25 | 決算書（２年分） | 直近２年間の決算書 |
| 26 | 事業経歴書（２年分） | 直近過去２年間における申請者の事業経歴（工事経歴）について、着工（受注）年月日、請負（取引）先、事業内容、事業金額が記載された一覧表 |
| 27 | 既存施設の位置図、利用現況図、写真及び農地転用実績書 | 申請人の現在の事業所及び利用しているすべての資材置場・駐車場等の位置図、その利用現況を記載した図面、現地の写真を添付。  ※利用施設が複数ある場合は、位置図、図面、写真に通し番号等で識別する。  ※利用現況図には、所在地番、登記・現況地目、面積、所有か借地の別、資材、車両等の保有・配置状況を記入。  ※この土地は農地法上、適正であること。  ※過去に同じ目的で農地転用許可を受けた場所(市外を含む。)がある場合は、「農地転用実績書」（別紙） |

※申請した事業が完了したときは、速やかに工事完了報告書（許可時に配付）を提出

**※目的を偽り転用許可を得た場合、農地法第51条第1項第4号（偽りその他不正の手段により許可を**

**受けた場合）に該当し、許可取消処分および原状回復命令を行う可能性がある。**

【店舗・工場等の場合】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No | 書類名 | 内　　容 |
| 28 | 事業計画書 | 一般用の別紙記載事項参照 |
| 29 | 決算書（２年分） | 直近２年間の決算書 |
| 30 | 事業経歴書（２年分） | 直近過去２年間における申請者の事業経歴（販売・製造・出荷経歴）について、それぞれの年月日、請負（取引）先、事業内容、事業金額が記載された一覧表 |

※申請した事業が完了したときは、速やかに工事完了報告書（許可時に配付）を提出

【太陽光発電設備の場合】※通常のタイプ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 31 | 事業計画書 | 太陽光発電設備の別紙記載事項参照 |
| 32 | 土地利用計画図  立面図 | 太陽光発電パネルの全体配列(パネルの間隔を含む。)・規格寸法(設置角度、架台部分等を含む。)・設置面積、公称出力、最大出力等、安全対策としてのフェンスの位置・高さ・パネルとの距離、管理棟の寸法・面積、パワーコンディショナー・変電施設の有無・位置、電柱の位置、出入り口の位置、雨水対策（雨水の処理方法）を図面に記載  ※周辺に農地がある場合には、「周辺農地には迷惑をかけないようにします。」という記載をすること。 |
| 33 | 太陽光発電システム設置に係る見積書の写し | 太陽光発電システム設置に係る費用（材料費、事務費、工事費等）の見積書の写しを添付 |
| 34 | 事業スケジュール | 工事着手から完了までの工程表 |
| 35 | 太陽光発電の発電・売電量(売電額)等のシミュレーションの写し | 売電・発電のシミュレーションの写しを添付 |
| 36 | 経済産業省の「再生可能エネルギー発電設備の認定通知」写し※ | 認定通知の写しを添付 |
| 37 | 東京電力への電力受給契約申込書の写し(再生可能エネルギー発電用)※ | 電力受給契約申込書の写しを添付（「接続契約のご案内」「接続に係る規定に関する承諾のご案内」「接続に係る規定に関する契約書」等） |
| ※ | 新電力(PPS)へ売電する場合は  36・37に替えて「売電契約書」 | 売電(買電)単価が明記されたもの |

※設備認定等で軽微な変更（名義、筆の一部、パネル枚数等の変更）をしている場合は、申請の履歴が分かるもの（マイページのコピー等）をあわせて添付してください。

※申請した事業が完了したときは、速やかに工事完了報告書（許可時に配付）を提出

【太陽光発電設備の場合】※営農型発電：一時転用の場合

※設備認定等で軽微な変更（名義、筆の一部、パネル枚数等の変更）をしている場合は、申請の履歴が分かるもの（マイページのコピー等）をあわせて添付してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 31 | 事業計画書 | 太陽光発電設備の別紙記載事項参照 |
| 32 | 土地利用計画図  立面図 | 太陽光発電パネルの全体配列(パネルの間隔を含む。)・規格寸法(設置角度、架台部分等を含む。)・設置面積、公称出力、最大出力等、安全対策としてのフェンスの位置・高さ・パネルとの距離、管理棟の寸法・面積、パワーコンディショナー・変電施設の有無・位置、電柱の位置、出入り口の位置、雨水対策（雨水の処理方法）を図面に記載  ※パネルは、夏至の南中高度により生じる日陰が、申請地内に収まるように配置してください。  ※冬至の午前８時～午後４時の間に生じる日陰が、周囲の農地に発生する場合は、その農地の所有者及び耕作者の同意書を添付してください。 |
| 33 | 太陽光発電システム設置に係る見積書の写し | 太陽光発電システム設置に係る費用（材料費、事務費、工事費等）の見積書の写しを添付。※撤去に係る費用の見積書も必要 |
| 34 | 事業スケジュール | 工事着手から完了までの工程表 |
| 35 | 太陽光発電の発電・売電量(売電額)等のシミュレーションの写し | 売電・発電のシミュレーションの写しを添付 |
| 36 | 経済産業省の「再生可能エネルギー発電設備の認定通知」写し※ | 認定通知の写しを添付 |
| 37 | 東京電力への電力受給契約申込書の写し(再生可能エネルギー発電用)※ | 電力受給契約申込書の写しを添付（「接続契約のご案内」「接続に係る規定に関する承諾のご案内」「接続に係る規定に関する契約書」等） |
| ※ | 新電力(PPS)へ売電する場合は  36・37に替えて「売電契約書」 | 売電(買電)単価が明記されたもの |
| 38 | 太陽光の遮光範囲が分かる図面 | 設備設置に伴い、遮光される範囲が分かる図面  ※遮光率も図面に明記してください。 |
| 39 | 資金証明 | 土地購入費・設備費用の他、撤去に係る費用が確保できているか確認できるもの |
| 40 | 営農計画書および営農への影響の見込み書　(様式あり) | 3年間の営農計画、地域の平均的な収量を踏まえ、設備下部の農地利用での単収の見込み等を詳細に明記してください。 |
| 41 | 知見を有する者の意見書 | 40に記載した内容を担保する知見を有する者からの意見書 |
| 42 | 撤去費用の負担に係る当事者間の同意書　(任意様式) | ※設備設置者と営農をする者が異なる場合  撤去費用を負担する旨の合意等が分かるものを添付してください |
| 43 | 農地法３条許可申請 | 設備設置者と営農をする者が異なる場合、別途３条許可申請をしていただく必要があります。 |

※営農状況について、許可後毎年状況報告を行っていただきます。報告がない場合、3年後の再申請が受けられない場合があります。※一時転用期間中に事業の廃止、変更をする場合、届出をする必要があります。

【植林の場合】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 44 | 周辺土地の利用状況図 | 縮尺１／600程度 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 45 | 最終計画認可申請書写し |  |
| 46 | 埋土用土石の確保を証する書面 |  |
| 47 | 農地復元の保証書 |  |
| 48 | 砂利採取に係る農地転用実績書 | 様式あり |

【砂利採取の場合】

【一時転用の場合】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 49 | 農地復元計画書 |  |
| 50 | 工事行程表 |  |

【建築条件付売買予定地の場合】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 51 | 土地利用計画図 | 縮尺1／500～1／2,000程度（申請地区域界(赤色で囲む)、建築物・施設の配置・形状・施設物間の距離等が具体的に明らかにされたもの）  ※図面上部に土地利用計画図と記入  ※農地以外の土地利用がある場合は、全体の土地利用計画図も添付  **※標準的な（建築するすべての）建物の面積、位置を表示** |
| 52 | 資金証明書 | 預貯金残高証明書、融資証明書、補助金の内示通知書等  ※国債保有残高、株式保有証明書等は不可  ※正式な融資証明書が住宅等の建築後ではないと発行されない場合は、借入者、借入金額が記載された仮申込結果でも可  ※融資元が金融機関以外の場合は、融資に関する契約書及び当該融資元に係る残高証明書等を添付  **※標準的な建物をすべての区画に建築するために必要な資力を確認します** |
| 53 | 売買契約書（案） | 転用事業者と土地購入者の契約書  ※契約締結からおおむね３か月以内に、建設業者と土地購入者が“建築請負契約”を締結すること。また、期間内に当該契約が締結されない場合は、売買契約が解除される内容が盛り込まれていること。 |
| 54 | 工程表 | 農地転用許可後のスケジュール。  ※売買契約の締結時期、販売できなかった場合に、自ら住宅を建築する時期を明記すること。  ※事業計画書に売買契約の締結時期及び自ら住宅を建築する時期を明記し、根拠となる資料等も添付する。（当該地域における住宅需要量、区画数に基づく周辺分譲地の引き合い状況等を具体的に示す。） |
| 55 | 確約書 | 農地転用許可に係る当該土地のすべてを、工程表に明記した期日までに販売することができなかった場合は、残余の土地に自ら住宅を建築する旨を約束する確約書。 |
| 56 | 宅地建物取引業免許証の写し | 転用事業を実施するに当たり、必要な資格を確認します。  **※事業計画書の中で、免許番号、免許の日付の記載があれば添付は不要。** |

事業計画書（一般用）

１ 転用行為の必要性

(1)農地転用行為を必要とする理由

（①申請者の現在の事業との関連、②当該事業計画に至った動機等を含む。 ）

(2)申請面積を必要とする理由

（店舗または工場等の場合は、申請者の現在の事業規模及び申請地の事業概要を含む。）

２ 土地の選定理由

(1)当該申請地を選定するに至った経過及び選定理由について記載

申請地以外の周辺の数カ所の農地以外の土地を検討した結果、当該申請地が立地条件、広さ等においてどのような利便性、優位性等があるのかを記載

ただし、集落に接続して設置される住宅の場合、この検討は必要ありません。

　　　冒頭記載例：（所有地）及び周辺の○カ所の土地を検討したが適地がなく、申請地は・・・・・。（集落に接続しないで設置される住宅の場合等）

(2)住宅、店舗、倉庫、工場等建築物の建築を目的として転用する場合については、①立地条件、②建築物の用途及び目的に適合し、有効に利用できる場所であるか、③集団農地を蚕食するなど周囲の農業上の土地利用に及ぼす影響の有無も併せて記載

３ 土地利用計画

申請地の利用計画について、設置施設等の詳細、進入路の位置、周辺農地への影響と被害防除策、排水計画、造成計画等について具体的に記載

　 ※埋め立てをする場合は、必要に応じて道路法、土砂条例の手続きをすること。

４ 資金計画

資金計画について、収入は自己資金、借入金等に区分し、それぞれの個別金額と合計金額を、支出は用地取得費、造成費、建物等建築費、附帯事業費、事務費等に区分し、それぞれの個別金額と合計金額を記載

５ 周辺農地への被害防除対策

排水（雨水・雑排水）方法、土砂流出防止対策、日照・通風の影響、農業用排水施設及び耕作道の確保等をそれぞれ記載。なお、被害防除対策が必要ないと判断する場合は、その理由を記載

６ 他法令の状況

当該事業計画を遂行するに当たり、許認可、届出等が必要な法令名及び手続き状況等について協議内容等を記載（例：都市計画法、農振法、河川法、建築基準法、道路法、土地改良区の有無、土砂の埋め立て等）

（添付書類から確認できない内容を記入。また、どこに何を確認したのかわかるように記入）

※他に利用している土地が農地法上適正であること。（敷地拡張時などにおける既存敷地など）

記載事項例：○月○日　農林整備課農地整備担当 土地改良区は区域外との回答(区域外の場合)

○月○日　三栗谷用水土地改良区　 　 賦課対象外(既に除外済)のため｢意見書なし｣との回答

ここに記載されているものはあくまで例です。申請地によって確認する機関は異なります。

○月○日　農政課農政担当　　　　 　 農振法上農振農用地には該当しないとの回答

○月○日　都市計画課開発指導担当　　 許可申請受付済

○月○日　環境政策課環境保全担当 　 造成に関しては協議済

○月○日　渡良瀬川河川事務所○○出張所　 河川法上は支障ないとの回答

車両乗入れで歩道を切り下げるため、道路法第24条の道路工事承認を添付済

河川保全区域内であるため、河川法第55条の許可書を添付済　　　　　　　　など

事業計画書（資材置場・駐車場用）

１ 申請人の職業との関連

(1) ①申請人の事業内容、②その事業と資材置場・駐車場等の内容（種類）との関連性について記載

２ 申請人の資材置場・駐車場等の利用状況

(1) 申請人が現在利用している資材置場・駐車場等の所在地、面積、地目、所有地か借地の別、利用形態を記載（※この土地は農地法適正であること）

※位置図、利用状況図面及び写真を添付（追加添付書類を参照）

※上記の場所（市外を含む。）が過去に農地転用許可を受けている場合には、転用実績書を添付

３ 転用行為を必要とする理由

1. 申請地を資材置場・駐車場として必要とする理由（現況の詳細説明をし、これを踏まえた現在の場所では足りない理由、事業計画における申請面積の必要性等）を記載。

申請人の現在の事業規模等（事業請負数、従業員数、事業用重機、トラック、資材品目等）を含めた現在の利用状況、今後の申請地の利用計画を併せて具体的に記載

４ 土地の選定理由

(1)当該申請地を選定するに至った経過及び選定理由について記載

申請地以外の周辺の数カ所の農地以外の土地を検討した結果、当該申請地が申請人の現在の事業所等の所在地及び申請地までの距離、時間を含めた立地条件、広さ等においてどのような利便性、優位性等があるのかを記載

なお、申請地が遠隔地の場合には、なぜその場所を選定したのか（もっと近い土地を選定しなかった理由）、事業所や工事現場の往復等、申請地の利用方法及び管理方法についても記載

　　冒頭記載例：（所有地）及び周辺の○カ所の土地を検討したが適地がなく、申請地は・・・・・。

５ 申請地の具体的な利用計画

(1)申請地の利用計画について、資材・駐車場等の内容と、資材・駐車等の量・スペース、作業スペース、搬入路等の位置関係、周辺農地への被害防除策、排水計画、造成計画等について具体的に記載 。　※埋め立てをする場合は、必要に応じて道路法、土砂条例の手続きをすること。

６ 事業経歴

(1)過去２年間における申請人の事業経歴（工事経歴）について、着工（受注）年月、請負（取引）先、事業内容、事業金額を一覧表にして添付（建築業許可申請等に伴う工事経歴書写しでも可）

７ 資金計画

資金計画について、収入は自己資金、借入金等に区分し、それぞれの個別金額と合計金額を、支出は用地取得費、造成費、附帯事業費、事務費等に区分し、それぞれの個別金額と合計金額を記載

８ 周辺農地への被害防除対策

排水（雨水・雑排水）方法、土砂流出防止対策、日照・通風の影響、農業用排水施設及び耕作道の確保等の内容をそれぞれ記載。被害防除対策が必要ないと判断する場合は、その理由を記載

９ 他法令の状況

当該事業計画を遂行するに当たり、許認可、届出等が必要な法令名及び手続き状況等について協議内容等を記載（例：都市計画法、農振法、河川法、建築基準法、道路法、土地改良区の有無、土砂の埋め立て等）（添付書類から確認できない内容を記入。また、どこに何を確認したのかわかるように記入）

※他に利用している土地が農地法上適正であること。（敷地拡張時などにおける既存敷地など）

記載事項例：○月○日 農林整備課農地整備担当 土地改良区は区域外との回答(区域外の場合)

ここに記載されているものはあくまで例です。申請地によって確認する機関は異なります。

○月○日　三栗谷用水土地改良区　 　 賦課対象外(既に除外済)のため｢意見書なし｣との回答

○月○日　農政課農政担当　　　　 　 農振法上農振農用地には該当しないとの回答

○月○日　環境政策課環境保全担当 　 造成に関しては協議済

車両乗入れで歩道を切り下げるため、道路法第24条の道路工事承認を添付済　　　など

事業計画書（太陽光発電設備）

１ 転用行為の必要性

目的を偽り転用許可を得た場合、農地法第51条第1項第4号（偽りその他不正の手段により許可を受けた場合）に該当し、許可取消処分及び原状回復命令並びに経済産業省への通報等を行う可能性がある。

(1) 農地転用行為を必要とする理由

(2) 申請面積を必要とする理由（出力、パネル設置面積等の規模を含む。 ）

２ 土地の選定理由

(1)当該申請地を選定するに至った経過及び選定理由について記載

太陽光発電設備は、一般的に用地選定の任意性（他の土地での代替可能性）があると考えられるため、申請地以外の周辺の数カ所の農地以外の土地を検討した結果、当該申請地が太陽光発電設備を設置するのに立地条件（日当たり、電柱の位置等）、広さ等においてどのような利便性、優位性等があるのか、適している理由を記載

　　　冒頭記載例：（所有地）及び周辺の○カ所の土地を検討したが適地がなく、申請地は・・・・・。

３ 土地利用計画 （規模の妥当性）

申請地の利用計画について、設置施設等の詳細（事業面積、太陽光発電パネルの規格、枚数、ﾊﾟﾜｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰの台数等）、進入路の位置、周辺農地への影響と被害防除策、排水計画、造成計画、フェンスの設置（寸法等）等について具体的に記載

※土地利用計画図に上記事項が詳細に記載されている場合は、「別紙土地利用計画図のとおり」としても可

　 ※埋め立てをする場合は、必要に応じて道路法、土砂条例の手続きをすること。

４ 資金計画

資金計画について、収入は自己資金、借入金等に区分し、それぞれの個別金額と合計金額を、支出は用地取得費、造成費、建物等建築費、附帯事業費、事務費等に区分し、それぞれの個別金額と合計金額を記載

５ 周辺農地への被害防除対策

排水（雨水・雑排水）方法、土砂流出防止対策、日照・通風の影響、農業用排水施設及び耕作道の確保等をそれぞれ記載する。被害防除対策が必要ないと判断する場合は、その理由を記載

６ 他法令の状況

当該事業計画を遂行するに当たり、許認可、届出等が必要な法令名及び手続き状況等について協議内容等を記載（例：都市計画法、農振法、河川法、建築基準法、道路法、土地改良区の有無、土砂の埋め立て等）（添付書類から確認できない内容を記入。また、どこに何を確認したのかわかるように記入）

※他に利用している土地が農地法上適正であること。（敷地拡張時などにおける既存敷地など）

記載事項例：○月○日　農林整備課農地整備担当 土地改良区は区域外との回答(区域外の場合)

○月○日　三栗谷用水土地改良区　 　 賦課対象外(既に除外済)のため｢意見書なし｣との回答

ここに記載されているものはあくまで例です。申請地によって確認する機関は異なります。

○月○日　農政課農政担当　　　　 　 農振法上農振農用地には該当しないとの回答

○月○日　都市計画課開発指導担当　　 開発許可は不要との回答（建築物に該当しない場合）

○月○日　都市計画課開発指導担当　　 許可申請受付済（建築物に該当する場合）

○月○日　環境政策課環境保全担当 　 造成に関しては協議済

○月○日　渡良瀬川河川事務所○○出張所　 河川法上は支障ないとの回答

車両乗入れで歩道を切り下げるため、道路法第24条の道路工事承認を添付済

河川保全区域内であるため、河川法第55条の許可書を添付済　　　　　　　　　など